





4 身体障害者相談員は、その委託を受けた業務を行つに当たつては、身体に障害のある者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（第十八条の二において「障害者サービス事業」という。）、同法第五条第十项に規定する一般相談支援事業その他の身体障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるよう配慮し、これらのサービスを提供する者その他の関係者等との連携を保つよう努めなければならない。

5 身体障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たつては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。

## 第二章 更生援護

### 第一節 総則

（指導啓発）  
第十三条 国及び地方公共団体は、疾病又は事故による身体障害の発生の予防及び身体に障害のある者の早期治療等について国民の関心を高め、かつ、身体に障害のある者の福祉に関する思想を普及するため、広く国民の指導啓発に努めなければならない。（調査）

第六章 第四条 厚生労働大臣は、身体に障害のある者の状況について、自ら調査を実施し、又は都道府県知事その他関係行政機関から調査報告を求め、その研究調査の結果に基づいて身体に障害のある者に対する十分な福祉サービスの提供が行われる体制が整備されるよう努めなければならない。（支援体制の整備等）

2 市町村は、この章に規定する更生援護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による自立支援給付及び地域生活支援事業その他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、身体障害者が、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれらに参画する者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

3 市町村は、前項の体制の整備及びこの章に規定する更生援護の実施に当たつては、身体障害者が引き続き居宅において日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

（身体障害者手帳）

第十五条 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地を有しないときは、その現在地の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。

6 ただし、本人が十五歳に満たないときは、その保護者（親権を行つ者及び後見人）が申請することができる。

7 ただし、児童福祉法第二十七条第一項第三号又は第二十七条の二の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする以下同じ）が代わって申請するものとする。

8 前項の規定により都道府県知事が医師を定めるときは、厚生労働大臣の定めるところに従い、かつ、その指定に当たつては、社会福祉法第七条第一項に規定する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴かなければならぬ。

9 第一項に規定する医師が、その身体に障害のある者に診断書を交付するときは、その者の障害が別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見書をつけなければならない。

10 都道府県知事は、第一項の申請に基いて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認められたときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。

11 前項に規定する審査の結果、その障害が別表に掲げるものに該当しないと認めたときは、都道府県知事は理由を附して、その旨を申請者に通知しなければならない。

12 都道府県知事は、前項の規定による処分をするには、文書をもつて、その理由を示さなければならぬ。

13 身体障害者手帳の交付を受けた者がその身体障害者手帳を他人に譲渡し又は貸与したとき。

14 市町村は、障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法規第五条第六項の主務省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）への入所を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものに限る。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるとときは、その身体障害者が当該市町村の設置する障害者支援施設等に入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくは独立行政法人国立病院機構若しくは高度専門医療に関する研究等を行つる研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの（以下「指定医療機関」という。）にその身体障害者の入所若しくは入院を委託しなければならない。

15 市町村は、身体障害者手帳の交付を受けたその後者が死亡したときは、その者の親族又は同居の縁故者でその身体障害者手帳を所持するものはすみやかにこれを新たな保護者に引き渡さなければならない。

16 前項の場合において、本人が満十五歳に達する以前に、身体障害者手帳の交付を受けたその保護者が死亡したときは、その者の親族又は同居の縁故者でその身体障害者手帳を所持するものはすみやかにこれを新たな保護者に引き渡さなければならない。

17 市町村は、身体障害者の診査及び更生相談を行い、必要に応じ、次に掲げる措置を探らなければならない。（診査及び更生相談）

18 市町村は、身体障害者の診査及び更生相談を行つて、聽聞の期日の十日前までにし

9 前二項の規定により本人又は新たな保護者が身体障害者手帳の引渡を受けたときは、その身体障害者手帳は、本人又は新たな保護者が交付を受けたものとみなす。

10 前項に定めるものの外、身体障害者手帳に道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。

11 ただし、本人が十五歳に満たないときは、その保護者（親権を行つ者及び後見人）が申請することができる。

12 前項に定めるものとみなし。

13 前項に定めるものとみなし。

14 前項に定めるものとみなし。

15 前項に定めるものとみなし。

16 前項に定めるものとみなし。

17 前項に定めるものとみなし。

18 前項に定めるものとみなし。

19 前項に定めるものとみなし。

20 前項に定めるものとみなし。

21 前項に定めるものとみなし。

22 前項に定めるものとみなし。

23 前項に定めるものとみなし。

24 前項に定めるものとみなし。

25 前項に定めるものとみなし。

26 前項に定めるものとみなし。

27 前項に定めるものとみなし。

28 前項に定めるものとみなし。

29 前項に定めるものとみなし。

30 前項に定めるものとみなし。

31 前項に定めるものとみなし。

32 前項に定めるものとみなし。

33 前項に定めるものとみなし。

34 前項に定めるものとみなし。

35 前項に定めるものとみなし。

2 医療保健施設又は公共職業安定所は、前項第一号又は第二号の規定により市町村から身体障害者の紹介があつたときは、その更生のために協力しなければならない。

3 施設等への入所等の措置

（障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置）

4 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス（同条第六項に規定する療養介護及び同条第十項に規定する施設入所支援（以下この条において「療養介護等」という。）を除く。以下「障害福祉サービス」という。）を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るもの）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者による診査又は児童福祉法第十九条第一項の規定による診査を拒み、又は忌避したとき。

5 市町村は、障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法規第五条第六項の主務省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）への入所を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るもの）の支給を受けることが著しく困難であると認めるとときは、その身体障害者が当該市町村の設置する障害者支援施設等に入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくは独立行政法人国立病院機構若しくは高度専門医療に関する研究等を行つる研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの（以下「指定医療機関」という。）にその身体障害者の入所若しくは入院を委託しなければならない。

6 市町村は、障害者手帳の引渡を受けたときは、その保護者（親権を行つ者及び後見人）が申請することができる。

7 ただし、本人が十五歳に満たないときは、その保護者（親権を行つ者及び後見人）が申請することができる。

8 ただし、児童福祉法第二十七条の二の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする以下同じ）が代わって申請するものとする。

9 前項の規定により都道府県知事が医師を定めるときは、厚生労働大臣の定めるところに従い、かつ、その指定に当たつては、社会福祉法第七条第一項に規定する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴かなければならぬ。

10 都道府県知事は、第一項の申請に基いて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認められたときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。

11 都道府県知事は理由を附して、その旨を申請者に通知しなければならない。

12 都道府県知事は、前項の規定による処分をするには、文書をもつて、その理由を示さなければならぬ。

13 身体障害者手帳の交付を受けた者がその身体障害者手帳を他人に譲渡し又は貸与したとき。

14 市町村は、障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法規第五条第六項の主務省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）への入所を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るもの）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その身体障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者による診査又は児童福祉法第十九条第一項の規定による診査を拒み、又は忌避したとき。

15 市町村は、障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法規第五条第六項の主務省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）への入所を必要とする身体障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るもの）の支給を受けることが著しく困難であると認めるとときは、その身体障害者が当該市町村の設置する障害者支援施設等に入所させ、又は国、都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくは独立行政法人国立病院機構若しくは高度専門医療に関する研究等を行つる研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの（以下「指定医療機関」という。）にその身体障害者の入所若しくは入院を委託しなければならない。

16 市町村は、身体障害者手帳の引渡を受けたその後者が死亡したときは、その者の親族又は同居の縁故者でその身体障害者手帳を所持するものはすみやかにこれを新たな保護者に引き渡さなければならない。

17 市町村は、身体障害者の診査及び更生相談を行い、必要に応じ、次に掲げる措置を探らなければならない。（診査及び更生相談）

18 市町村は、身体障害者の診査及び更生相談を行つて、聽聞の期日の十日前までにし

19 前項の場合において、本人が満十五歳に達する以前に、身体障害者手帳の交付を受けたその保護者が死亡したときは、その者の親族又は同居の縁故者でその身体障害者手帳を所持するものはすみやかにこれを新たな保護者に引き渡さなければならない。

20 前項の場合において、本人が満十五歳に達する以前に、身体障害者手帳の交付を受けたその保護者が死亡したときは、その者の親族又は同居の縁故者でその身体障害者手帳を所持するものはすみやかにこれを新たな保護者に引き渡さなければならない。

4 前二項の規定により本人又は新たな保護者が身体障害者手帳の引渡を受けたときは、その身体障害者手帳は、本人又は新たな保護者が交付を受けたものとみなす。

5 ただし、本人が十五歳に満たないときは、その保護者（親権を行つ者及び後見人）が申請することができる。

6 ただし、児童福祉法第二十七条の二の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする以下同じ）が代わって申請するものとする。

7 前項の規定により都道府県知事が医師を定めるときは、厚生労働大臣の定めるところに従い、かつ、その指定に当たつては、社会福祉法第七条第一項に規定する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴かなければならぬ。

8 ただし、児童福祉法第二十七条の二の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする以下同じ）が代わって申請するものとする。

9 前項の規定により都道府県知事が医師を定めるときは、厚生労働大臣の定めるところに従い、かつ、その指定に当たつては、社会福祉法第七条第一項に規定する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴かなければならぬ。

10 前項の規定により都道府県知事が医師を定めるときは、厚生労働大臣の定めるところに従い、かつ、その指定に当たつては、社会福祉法第七条第一項に規定する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴かなければならぬ。



四 第二十八条第二項及び第四項の規定により、市町村が設置する身体障害者社会参加支援施設及び養成施設の設置及び運営に要する費用（都道府県の支弁）

第三十六条 身体障害者の更生援護について、この法律において規定する事項に要する費用のうち、次に掲げるものは、都道府県の支弁とする。

一 第十一条の二の規定により都道府県が設置する身体障害者福祉司の設置及び運営に要する費用

二 第十一条の規定により都道府県が設置する身体障害者更生相談所の設置及び運営に要する費用

三 第十二条の三の規定により都道府県が行う委託に要する費用

四 第二十八条第一項及び第四項の規定により都道府県が設置する身体障害者社会参加支援施設及び養成施設の設置及び運営に要する費用

五 第十三条、第十四条、第十五条及び第二十条の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用

六 第十二条の二の規定により都道府県が設置する身体障害者福祉司の設置及び運営に要する費用

七 第十二条の三の規定により都道府県が行う委託に要する費用

八 第十二条の二の規定により都道府県が設置する身体障害者更生相談所の設置及び運営に要する費用

九 第十二条の三の規定により都道府県が行う委託に要する費用

十 第十二条の二の規定により都道府県が設置する身体障害者更生相談所の設置及び運営に要する費用

十一 第十二条の三の規定により都道府県が行う委託に要する費用

十二 第十二条の二の規定により都道府県が設置する身体障害者更生相談所の設置及び運営に要する費用

十三 第十二条の三の規定により都道府県が行う委託に要する費用

十四 第十二条の二の規定により都道府県が設置する身体障害者更生相談所の設置及び運営に要する費用

十五 第十二条の三の規定により都道府県が行う委託に要する費用

一 第三十五条第三号の費用（第十七条の二の二の規定により市町村が行う行政措置に要する費用（視聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用に限る。）については、その十分の五）

二 第三十五条第三号の費用（第十七条の二の二の規定により市町村が行う行政措置に要する費用（視聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用に限る。）及び第三十六条第二号の費用（第十五条及び第二十条の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用を除く。））

三 第三十八条 第十八条第一項の規定により障害福祉サービスの提供若しくは提供的な委託が行われた場合又は同条第二項の規定により障害者支援施設等への入所若しくは障害者支援施設等若しくは指定医療機関への入所若しくは入院の委託（国の設置する障害者支援施設等への入所の委託を除く。）が行われた場合には、当該行政措置に要する費用を支弁した市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

四 第四十一条 身体障害者社会参加支援施設等への入所の委託が行われた場合においては、厚生労働大臣は、当該身体障害者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

五 第四十二条 身体障害者社会参加支援施設又は養成施設について、その設備若しくは運営が第二十九条第一項の規定による基準にそわなくなつたと認められ、又は法令の規定に違反すると認められるときは、都道府県の設置したものについては厚生労働大臣が、市町村の設置したものについては都道府県知事が、それぞれ、その事業の停止又は廃止を命ずることができる。

六 第四十三条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなす。（大都市等の特例）

七 第四十四条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生労働省令で定めることができる。

八 第四十五条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令等事業等を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に當利を図り、若しくはその事業に係る者の処遇につき不当な行為をしたときは、その事業を行つて者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

九 第四十六条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第六項の規定に違反した者

二 第十六条第一項の規定に違反した者

三 第四十七条 偽りその他不正な手段により、身体障害者手帳の交付を受けた者又は受けさせた者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

四 第四十八条 第十六条第二項の規定に基づく都府県知事の命令に違反した者は、三月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

五 第四十九条 正当な理由がなく、第三十八条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の過料に処する。

一 第三十五条第四号の規定は、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第三号の規定又は同法第三条第一項第四号及び第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。

二 第五章 雜則（報告の徵収等）

三 第三十九条 都道府県知事は、身体障害者の福祉のために必要があると認めるときは、身体障害者とこととされている事務で政令で定めるものは、

者生活訓練等事業等を行う者に対する必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

四 第四十四条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

五 第四十五条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生労働省令で定めることができる。

六 第四十六条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令等事業等を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に係る者の処遇につき不当な行為をしたときは、その事業を行つて者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

七 第四十七条 偽りその他不正な手段により、身体障害者手帳の交付を受けた者又は受けさせた者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

八 第四十八条 第十六条第二項の規定に基づく都府県知事の命令に違反した者は、三月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

九 第四十九条 正当な理由がなく、第三十八条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。（更生援護の特例）

二 児童福祉法第六十三条の二の規定による通知に係る児童は、第九条から第十条まで、第十一条の二、第十八条及び第三十五条から第三十八条までの規定の適用については、身体障害者とみなす。



者更生施設として同法第十八条第二項の規定による厚生大臣の指定が行なわれ、かつ、当該社会福祉法人が当該普通財産を引き続きその内部障害者更生施設の用に供するときは、当分の間、当該施設を社会福祉事業等の施設に関する措置法第二条第一号に規定する施設とみなす。

**附 則** (昭和四三年五月三一日法律第八〇号)

この法律は、公布の日から施行する。

**四号** 抄 (昭和四四年七月一八日法律第六

(施行期日) 第一条 この法律(以下「新法」という。)は、昭和四十四年十月一日から施行する。

**附 則** (昭和四七年七月一日法律第一二号)

この法律(以下「新法」という。)は、昭和四十七年十月一日から施行する。

**附 則** (昭和四八年七月二七日法律第六七号)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三十条の三及び別表の改正規定は、昭和四十七年十月一日から施行する。

**附 則** (昭和四九年六月一〇日法律第八八号)

この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和五四年一二月二十五日法律第七七号)

この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和五八年一二月二日法律第七八号)

この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和五九年八月一〇日法律第七一号)

この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和五九年八月一〇日法律第七二号)

この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和五九年八月一〇日法律第七三号)

この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和五九年八月一〇日法律第七四号)

この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和五九年八月一〇日法律第七五号)

この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和五九年八月一〇日法律第七六号)

この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和五九年八月一〇日法律第七七号)

この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和五九年八月一〇日法律第七八号)

この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和五九年八月一〇日法律第七九号)

この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和五九年八月一〇日法律第七一〇号)

この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和五九年八月一〇日法律第七一一号)

この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和五九年八月一〇日法律第七二二号)

この法律は、公布の日から施行する。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第二十七条第三項の規定による届出をして、肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設又は内部障害者更生施設を設置している市町村は、身体障害者更生施設の設置に関する事項を届け出なければならぬ。

前項の規定による届出をしたときは、新法第二十七条第三項の規定による届出をしたものとみなす。

この法律の施行の際現に身体障害者福祉ホーム又は身体障害者福祉センターを設置している市町村は、この法律の施行の日から起算して三ヶ月以内に、都道府県知事に新法第二十七条第三項に規定する厚生省令で定める事項を届け出なければならない。

前項の規定による届出をしたときは、新法第二十七条第三項の規定による届出をしたものとみなす。

この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

第四条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

(施行期日) 附 則 (昭和五九年八月一〇日法律第七一一号)

この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに關し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 (昭和六〇年五月一八日法律第三七号)

この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日等)

第二十一条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和六一年五月八日法律第四六号)

この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。たゞい、次の各号に掲げる規定は、それぞれ當該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第四条、第六条及び第九条から第十二条までの規定、第十五条中身体障害者福祉法第十九条第四項及び第十九条の二の改正規定、第十七条中児童福祉法第二十条第四項の改正規定、第三十四条の規定並びに附則第二条、第





ないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日

前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分

下この条において「上級行政庁」という。)が行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁とみなされる

行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁であつた行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされ

る行政が地方公共団体の機関であるときは、

当該機関が行政不服審査法の規定により処理す

ることとされる事務は、新地方自治法第二条第

九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

る。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについて、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行ふものとする。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則

(平成一一年七月一六日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日か

ら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条第一項及び第五項、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。たゞ

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)

、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二

十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び

第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則(平成一二年六月七日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。たゞし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該

各号に定める日から施行する。

一 第二条中社会福祉法第二条第三項第五号の改正規定並びに第四条、第九条及び第十二条(社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第一項第四号の改正規定、「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める部分及び「第五十七条第一項」を「第六十二条第一項」に改める部分に限る。)、同項第五号の改正規定(「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める部分に限る。)及び同項第五号の改正規定(「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める部分に限る。)及び同項第五号の改正規定(「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める部分に限る。)の規定並びに附則第九条、第十条、

第二十一条及び第二十三条から第二十五条までの規定並びに附則第三十九条中中国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第一百十九号)別措置法(昭和二十七年法律第一百十九号)の規定を除く。)、第五条、第七条及び第十

二 第二条(社会福祉法第二条第三項第五号の

改正規定を除く。)、第五条、第七条及び第十

条の規定並びに第十三条中生活保護法第八十四条の三の改正規定(「収容されている」を「入所している」に改める部分を除く。)並びに附則第十二条から第十四条まで、第十七条から第十九条まで、第二十二条、第三十二条及び第十七条の規定、附則第三十九条中国有財産特別措置法第二条第二項第一号の改正規定(「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める部分を除く。)及び同項第五号を同項第六号と同項第三号を同項第五号とし、同項第二号に規定する部分を除く。)及び同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号に二号を加える改正規定、附則第四十条の規定、附則第四十一条中老人福祉法(昭和三十八年法律第二百三十三号)第二十五条の規定(「介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第五十六条の改正規定を除く。)の規定

四条の三の改正規定(「收容されている」を「入所している」に改める部分を除く。)並びに附則第十二条から第十四条まで、第十七条から第十九条まで、第二十二条、第三十二条及び第十七条の規定、附則第三十九条中国有財産特別措置法第二条第二項第一号の改正規定(「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める部分を除く。)及び同項第五号を同項第六号と同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号に二号を加える改正規定、附則第四十条の規定、附則第四十一条中老人福祉法(昭和三十八年法律第二百三十三号)第二十五条の規定(「介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第五十六条の改正規定を除く。)の規定

四条第二項の規定による届出をしていないとき

は、その者は、当該変更を生じた日から一月間

は、新法第二十六条第二項の規定による届出を

しないで、当該身体障害者相談支援事業を從前

の例により引き続き経営することができる。

第八条 この法律の施行の際現に新法第四条の二

第六項に規定する手話通訳事業を行っている国及び都道府県以外の者について社会福祉法第六

十九条第一項の規定を適用する場合において

は、同項中「事業開始の日から一月」とあるの

は、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律四号)」の規定による改正規定を除く。)の規

定 平成十五年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(身体障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に第三条の規定に

に基づいて改正後の身体障害者福祉法(以下この条及び次条において「新法」という。)第四条の二及び次条において「新法」という。)第四条の二第五項に規定する身体障害者相談支援事業(以下この条において「身体障害者相談支援事業」という。)を行つてゐる国及び都道府県以外の者について新法第二十六条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律第二百十一号)」の規定による改正規定を除く。)の施行の日から起算して三月」とする。

第八条 この法律の施行の際現に新法第四条の二

第六項に規定する手話通訳事業を行つてゐる国及び都道府県以外の者について社会福祉法第六

十九条第一項の規定を適用する場合において

は、同項中「事業開始の日から一月」とあるの

は、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律四号)」の規定による改正規定を除く。)の規

定 平成十五年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(身体障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に第三条の規定に

に基づいて改正後の身体障害者相談支援事業(以下この条において「新法」という。)第四条の二及び次条において「新法」という。)第四条の二第五項に規定する身体障害者相談支援事業(以下この条において「身体障害者相談支援事業」という。)を行つてゐる国及び都道府県以外の者について新法第二十六条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律第二百十一号)」の規定による改正規定を除く。)の施行の日から起算して三月」とする。

第八条 この法律の施行の際現に新法第四条の二

第六項に規定する手話通訳事業を行つてゐる国及び都道府県以外の者について社会福祉法第六

十九条第一項の規定を適用する場合において

は、同項中「事業開始の日から一月」とあるの

は、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律四号)」の規定による改正規定を除く。)の規

定 平成十五年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(身体障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に第三条の規定に

に基づいて改正後の身体障害者相談支援事業(以下この条において「新法」という。)第四条の二及び次条において「新法」という。)第四条の二第五項に規定する身体障害者相談支援事業(以下この条において「身体障害者相談支援事業」という。)を行つてゐる国及び都道府県以外の者について新法第二十六条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律第二百十一号)」の規定による改正規定を除く。)の施行の日から起算して三月」とする。

第八条 この法律の施行の際現に新法第四条の二

第六項に規定する手話通訳事業を行つてゐる国及び都道府県以外の者について社会福祉法第六

十九条第一項の規定を適用する場合において

は、同項中「事業開始の日から一月」とあるの

は、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律四号)」の規定による改正規定を除く。)の規

定 平成十五年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(身体障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に第三条の規定に

に基づいて改正後の身体障害者相談支援事業(以下この条において「新法」という。)第四条の二及び次条において「新法」という。)第四条の二第五項に規定する身体障害者相談支援事業(以下この条において「身体障害者相談支援事業」という。)を行つてゐる国及び都道府県以外の者について新法第二十六条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律第二百十一号)」の規定による改正規定を除く。)の施行の日から起算して三月」とする。

第八条 この法律の施行の際現に新法第四条の二

第六項に規定する手話通訳事業を行つてゐる国及び都道府県以外の者について社会福祉法第六

十九条第一項の規定を適用する場合において

は、同項中「事業開始の日から一月」とあるの

は、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律四号)」の規定による改正規定を除く。)の規

定 平成十五年四月一日

(検討)

「事業開始の日から一月」とあるのは、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律第百十一号）」に規定する附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して三月」とする。

**第十二条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（次条から附則第十四条までにおいて「旧法」という。）第十八条第四項第三号の規定により身体障害者が入所し、又は入所を委託されている地方公共団体又は社会福祉法人の設置する身体障害者更生施設等（第五条の規定による改正後の身体障害者福祉法（以下この条から附則第十三条までにおいて「新法」という。）第十七条の二十四第一項に規定する身体障害者更生施設等をいう。次条において同じ。）については、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日に、新法第十七条の二十四第一項の規定による指定があつたものとみなす。

**第十二条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において前条の規定により新法第十七条の二十四第一項の規定による指定があつたものとみなされた身体障害者更生施設等（新法第十七条の三十第一項の規定により当該指定を取り消されたものを除く。以下この条において「特定身体障害者更生施設等」という。）に入所している旧法第十八条第四項第三号の措置に係る者（以下この条において「旧措置入所者」という。）については、同日から起算して一年間に限り、同日以後引き続き特定身体障害者更生施設等に入所している間（当該特定身体障害者更生施設等に係る新法第十七条の三十第一項の規定による指定の取消しその他やむを得ない理由により、当該特定身体障害者更生施設等に継続して一以上の他の指定身体障害者更生施設等（新法第十七条の十第一項に規定する指定身体障害者更生施設等をいう。以下この項において同じ。）に入所した旧措置入所者にあつては、当該一以上の他の指定身体障害者更生施設等に継続して入所している間を含む。）は、当該旧措置入所者に係る措置をとった市町村は、当該旧措置入所者を新法第十七条の十一第五項に規定する施設支給決定身体障害者（以下この条において「施設支給決定身体障害者」という。）となし、当該旧措置入所者が当該特定身体障害者更生施設等（当該一以上の他の指定身体障害者更生施設等に入所した旧措置入所者にあつては、

ては、当該一以上の他の指定身体障害者更生施設等)から指定施設支援(新法第十七条の十第一項に規定する指定施設支援をいう。以下この条において同じ。)を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該旧措置入所者に対し、当該指定施設支援に要した費用(新法第十七条の十第一項に規定する特定日常生活費(次項において「特定日常生活費」という。)を除く。)について、新法第十七条の十第一項に規定する施設訓練等支援費(以下この条において「施設訓練等支援費」という。)を支給する。ただし、当該旧措置入所者が施設支給決定身体障害者となつたときは、この限りでない。

2 前項の規定により施設支給決定身体障害者とみなされた旧措置入所者及び施設支給決定身体障害者である旧措置入所者に対し支給する施設訓練等支援費の額は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して一年間に限り、新法第十七条の十第二項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

3 一 旧措置入所者に係る指定施設支援に通常要する費用(特定日常生活費を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内外において市町村長が定める基準により算定した額(その額が現に当該指定施設支援に要した費用(特定日常生活費を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定施設支援に要した費用の額)

二 旧措置入所者はその扶養義務者の負担能无力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額

3 第一項の規定にかかるわらず、市町村が、やむを得ない事由により同項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けることが著しく困難であると認める旧措置入所者については、新法第十八条第三項の規定により当該特定身体障害者更生施設等に入所しているものとみなす。

**第十三条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に新法第十七条の三十二第一項に規定する国立施設(以下この条において「国立施設」という。)に入所している旧法第十八条第四項第三号の措置に係る者(次項において「国立施設旧措置入所者」という。)については、新法第七条の三十二第一項の規定により当該国立施設に入所しているものとみなす。

2 前項の規定にかかるらず、市町村が、やむを得ない事由により新法第十七条の三十二第一項の規定により国立施設に入所することが著しく困難であると認める国立施設旧措置入所者については、新法第十八条第三項の規定により当該国立施設に入所しているものとみなす。

**第十四条** 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に行われた旧法第十八条第一項に規定する措置に要する費用についての市町村の支弁並びに都道府県及び国の負担並びに当該費用についての身体障害者又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に行われた旧法第十八条第四項第三号に規定する措置に要する費用についての市町村の支弁並びに都道府県及び国の負担並びに当該費用についての身体障害者又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。  
(施行のために必要な準備)

**第二十七条** 次に掲げる行為は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

一 第五条の規定による改正後の身体障害者福祉法第十七条の五の規定による居宅生活支援費の受給の手続、同法第十七条の十一の規定による施設訓練等支援費の受給の手續、同法第十七条の十七の規定による同法第十七条の四第一項の指定の手續、同法第十七条の二十四の規定による同法第十七条の十第一項の指定の手続その他の行為  
(罰則に関する経過措置)

**第二十八条** この法律の施行前にした行為及び附則第二十六条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第二十九条** 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年二月八日法律第一号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定、第三条の規定による。ただし、第一条の規定、第三条の規定による。

附 則 (平成一四年五月二十九日法律第五〇号)

(身体障害者福祉法第二十一条の三の改正規定中「における厚生労働省令で定める」を「において」に改める部分を除く。)及び次条の規定は、平成十五年四月一日から施行する。  
**(経過措置)**  
**第二条** 前条ただし書に規定する規定の施行の日において現に第三条の規定による改正後の身体障害者福祉法第四条の二第二項に規定する介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業を行っている国及び都道府県以外の者について同法第二十六条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「身体障害者の補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第五十号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して三月以内に」ととする。  
**附 則 (平成一四年一二月一〇日法律第一九一号) 抄**  
**(施行期日)**  
**第一条** この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、附則第十条から第二十六条までの規定は、同日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
**(政令への委任)**  
**第二十七条** 附則第二条から第九条まで、附則第十一条から第十三条まで、附則第十五条、附則第十八条、附則第二十一条及び前条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他のこの法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
**附 則 (平成一六年一二月一日法律第一五〇号) 抄**  
**(施行期日)**  
**(罰則に関する経過措置)**  
**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
**附 則 (平成一七年四月一日法律第二五号) 抄**  
**(施行期日)**  
**第一条** この法律は、平成十七年四月一日から施行する。  
**(児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置)**  
**第六条** この法律の規定(第一条を除く。)による改正後の規定は、平成十七年度以降の年度の

(その他の経過措置の政令への委任)  
**十一条** この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。る。

**附則（平成一七年一月七日法律第一二三号）抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**一 附則第二十四条、第四十四条、第一百一条、第一百三条、第一百六十六条から第一百八十八条まで及び第一百二十二条の規定** 公布の日

**二 第五条第一項（居宅介護、行動援助、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。）、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十二項まで、第二章第一節（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第二十八条第一項（第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る。）及び第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十八条から第四十条まで、第四十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。）、第四十二条（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第四十四条、第四十五条まで（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）及び第二項、第四十七条、第四十八条第三項及び第四項、第四十九条第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第五**

附則（平成一七年一一月七日法律第二

(二三号)  
抄

**第十条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

予算に係る国又は都道府県の負担（平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。）について適用し、平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担については、なお従前の例による。

補装具費の支給に係る部分に限る)並びに附則第十八条から第二十三条まで、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十二条、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六十八条から第七十七条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百五条、第一百八条、第一百十条、第一百十二条、第一百十三条及び第一百十五条の規定 平成十八年十月一日  
(身体障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置)  
**第三十六条** 施行日前に行われた附則第三十四条の規定による改正前の身体障害者福祉法(以下のこの条から附則第三十八条までにおいて「旧法」という)第十七条の四第一項に規定する

（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護費、行動援助護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。）、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十一項まで、第二章第一節（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護費、行動援助護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。）、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十一項まで、第二章第一節

**一条** この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

十条第三項及び第四項、第五十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第七十条から第七十二条まで、第七十三条、第七十四条第二項及び第七十五条（療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。）、第二章第四節、第三章、第四章（障害福祉サービス事業に係る部分を除く。）、第五章、第九十二条第一号（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。）、第二号（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。）、第三号及び第四号、第九十三

2 新法第三十七条及び第三十七条の二の規定は、施行日以後に行われる新法第十八条第一項の規定による行政措置に要する費用について適用し、施行日前に行われた旧法第十八条第一項の規定による行政措置に要する費用についての都道府県及び国の補助は、なお従前の例による。

**第三十八条** 施行日前に行われた旧法第十九条第一項の規定による更生医療の給付又は更生医療に要する費用の支給については、なお従前の例による。

**第三十九条** 当分の間、身体障害者福祉法第九条第二項中、「第十八条第二項の規定により入所措置」とあるのは、「第十八条の規定により入所若しくは入居の措置」と、「又は同条第十一項」とあるのは、「若しくは同条第十一項」と、「障害者支援施設」という。)に入所して」とある

**第三十七条** 施行日において現に旧法第十八条第一項の規定による行政措置を受けて旧法第四条の二第一項に規定する身体障害者居宅支援が提供されている身体障害者は、政令で定めるところにより、施行日に、附則第三十四条の規定による改正後の身体障害者福祉法（以下この条において「新法」という。）第十八条第一項の規定による行政措置を受けて障害福祉サービスが提供されている身体障害者とみなす。

5  
施行日前に行われた旧法第十八条第一項の規定による行政措置に要する費用についての市町村の支弁及び身体障害者又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

指定居宅支援に係る同項の規定による居宅生活支援費の支給については、なお従前の例による。

施行日前に行われた旧法第十七条の六第一項に規定する基準該当居宅支援に係る同項の規定による特例居宅生活支援費の支給については、なお従前の例による。

施行日前に行われた旧法第十七条の十第一項に規定する指定施設支援に係る同項の規定による施設訓練等支援費の支給については、なお従前の例による。

施行日前に行われた旧法第十七条の三十二第 四項の規定による同条第一項に規定する国立施

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前  
に行われた旧法第十七条の十四（旧法第十八条  
の二第一項において準用する場合を含む。）及  
び第十七条の三十二第六項の規定による更生訓  
練費又は物品の支給については、なお従前の例  
による。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前  
に行われた旧法第十七条の三十二第四項の規定  
による同条第一項に規定する国立施設への入所  
後に要する費用についての国の支弁及び当該入

**第四十条** 附則第三条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「この条から附則第四十三条までにおいて「旧法」という。）第十七条の十第一項に規定する指定施設支援に係る同項、旧法第十七条の十三の三第一項及び第十七条の十三の四第一項の規定による施設訓練等支援費、高額施設訓練等支援費及び特定入所者食費等給付費の支給については、なお従前の例による。

条において、「新法」という。第九条第二項の規定は、同項に規定する特定施設（以下この項において、「特定施設」という。）に入所することにより、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に当該特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる新法第九条第二項に規定する特定施設入所身体障害者であつて、当該特定施設に入所した際、当該特定施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に居住地を有していたと認められるものについて、適用する。

2 のは「障害者支援施設」という。)に入所し、又は同条第十七項に規定する共同生活援助を行う住居に入居して」と、「救護施設」とあるのは、「共同生活援助を行う住居、救護施設」と、同条第三項中「第十八条第二項の規定により入所措置」とあるのは「第十八条の規定により入所若しくは入居の措置」と、「入所した」とあるのは「入所若しくは入居をした」とす る。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第二百四号)。附則第五十六条第二項において「令和四年改正法」という。)第一条の





五条、第一百四十六条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第一百四十九条（密集市街地における防火街区の整備の促進に関する法律第二十一条の改正規定に限る。）、第三百八十三条の改正規定に限る。）、第一百五十五条（都市再生特別措置法第五十二条第四項の改正規定に限る。）、第一百五十六条（マンショングの建替えの円滑化等に関する法律第二百二条の改正規定を除く。）、第一百五十七条、第一百五十八条（景観法第五十七条の改正規定に限る。）、第一百六十一条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（第二項第二号イ）を「第一項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。）、第一百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十一条、第十二条、第十三条、第三十一条、第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）、第一百六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第一百六十九条、第一百七十二条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十二条の改正規定に限る。）、第一百七十四条、第一百七十八条、第一百八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第一百八十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（第四項）に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条第四項の改正規定（第四项第三項）を「第四条

で、第七十八条、第八十条第一項及び第三百八十七条の二及び附則第十一項の改正規定を除く)、第八十九条、第九十条、第九十二条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る)、第一百一条、第二百二条、第二百五条から第二百七条まで、第二百十二条、第二百十七条规定(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十一年法律第七十二号)、第四条(第八項の改正規定に限る)、第二百十九条、第二百二十一条の二並びに第二百一十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日  
(罰則に関する経過措置)  
**第八十一条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。  
(政令への委任)  
**第八十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。  
附 則 (平成二十三年一二月十四日法律第二二二号) 抄  
(施行期日)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日  
附 則 (平成二十四年六月二七日法律第五一号) 抄  
(施行期日)  
**二**  
二 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第五条から第八条まで、第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十六条までの規定 平成二十六年四月一日  
(政令への委任)  
**第十条** 附則第四条から前条まで、第十六条及び第二十五条に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附則**（平成二六年六月四日法律第五一  
号）抄  
**第一条** この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。  
**（処分、申請等に関する経過措置）**  
**第七条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定においては、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

**2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。（罰則に関する経過措置）**

**第八条** この法律の施行前にした行為に対する罰則（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**第九条** 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**(施行期日) 第二十九条** この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。  
**(罰則に関する経過措置)**  
**第二十九条** この法律の施行前にした行為及び、この附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお前述の例による。

**附 則 (平成二六年六月二五日法律第八三号) 抄**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日又は平成二十六年四月一日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条中診療放射線技師法第二十六条第一項の改正規定及び第二十四条の規定並びに次条並びに附則第七条、第十三条ただし書、第十八条、第二十条第一項ただし書、第二十二条、第二十五条、第二十九条、第三十二条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定

定 公布の日

**附 則 (平成二八年三月三一日法律第一二一号) 抄**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条及び第六条の規定並びに附則第五条、第七条、第九条、第三十一条、第三十二条、第三十四条及び第三十五条の規定

の 日

**附 則 (平成二八年六月三日法律第六三号) 抄**

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

**附 則 (平成二八年六月三日法律第六五号) 抄**

**(平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄**

項、第六十六条第一項、第七十条第五号及び第六号、第七十一条第五号及び第十三条第三号及び第四号、第七十五条第一項第二号、第七十六条の三並びに第七十八条第三項の改正規定、同法第七十八条の二第二項の改正規定（「支給機関」を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る。）、同法第八十五条第二項、第八十五条の二及び第八十六条第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の項第一号及び別表第三都道府県市及び福祉事務所を設置する町村の項の改正規定並びに次条の規定、附則第九条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）の項第一号の改正規定、附則第十七条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号

**第一条** この法律は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中生活保護法の目次の改正規定、同法第二十七条の二の改正規定、同法第九章中第五十五条の六を第五十五条の七とする改正規定、同法第八章の章名の改正規定、同法第五十五条の四第二項及び第三項並びに第五十五条の五の改正規定、同法第八章中同条を第五十五条の六とし、第五十五条の四の次に一條を加える改正規定、同法第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十五条第一

施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。

**第一條** この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二九年五月三一日法律第四号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する規定）、法律別表第二の二十の項及び五十三の項の改正規定を除く。）及び第十三条の規定並びに附則第十一条から第十三条まで、第十六条及び第十七条の規定

（身体障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置）

**第六条** 第八条の規定による改正後の身体障害者福祉法第三十八条第三項の規定は、施行日以後に要することとなつた身体障害者福祉法第三十五条第三号（同法第十八条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に係る部分に限

だし書に規定する日常生活支援住居施設（以下の項において「日常生活支援住居施設」といふ。）又は同項ただし書」と、「更生施設若しくは」とあるのは「更生施設、日常生活支援住居施設若しくは」とする。  
（政令への委任）

**第二十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

の四の改正規定（いずれも「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金」を加える部分に限る。）並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第四条中生活保護法第三十条第一項ただし書、第六十二条第一項及び第七十条第一号ハの改正規定並びに同法附則に一項を加える改正規定並びに第五条の規定（社会福祉法第百六条の三第一項第三号の改正規定を除く。）並びに附則第五条、第十条から第十三条まで、第十五条、第十六条及び第十九条から第二十二条までの規定 平成三十二年四月一日

（身体障害者福祉法の一一部改正に伴う経過措置）

**第十一條** 当分の間、前条の規定による改正後の身体障害者福祉法第九条第二項の規定の適用については、同項中「又は同法第三十条第一項たゞ書」とあるのは、「同法第三十条第一項たゞ書」とする。

附 則（令和四年六月一五日法律第六六  
で定める。）

相当の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。  
(罰則に関する経過措置)

2 の法律の適用については、この法律による改正後<sup>13</sup>のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

る。又は第三十六条の二に規定する費用の同法第三十八条第一項又は第二項の規定による徴収について適用する。

（処分、申請等に関する経過措置）

**第十一條** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた認定等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている認定等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者は、附則第二条から前条までの規定又は附則第十三条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれ

**第三条** 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるものの、新法令の規定を適用する。

のほか、この法律の施行後は、新法令の相<sup>シヤウ</sup>規定により相当の国の機関に対し<sup>テ</sup>てされた申請<sup>シヨウジン</sup>届出<sup>トドケ</sup>その他の行為とみなす。

2 定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定期定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもの

(施行期日) 附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

第一 条 この法律は、刑罰等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和四年六月二二日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、子ども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第二 条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」といふ。)の規定により生前の國の機關がなされたもの(見合せの規定によるもの)

